

平 戸 市 監 査 公 表 第 164-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和 4 年 5 月 19 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 首 藤 毅 彦

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

財務部税務課

第 3 監査の期間

令和 3 年 11 月 17 日（水）から 11 月 18 日（木）まで

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指摘事項」に係る措置状況一覧

【措置を講じた部局：税務課】

区 分	内 容	措 置
指摘事項	<p>1 平戸市固定資産評価審査委員会の書記について (指摘内容)</p> <p>平戸市固定資産評価審査委員会条例第3条第1項において、「委員会に書記2人を置く。」とし、同条第2項で「書記は、市職員のうちから、市長の同意を得て、委員長が任命する。」と規定されているものの書記の任命がされていない。</p> <p>同条例第3条の規定に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>(措置内容)</p> <p>令和4年度における平戸市固定資産評価審査委員会の書記について、平戸市固定資産評価審査委員会条例第3条第1項に基づき、市長の同意を得るとともに同委員会委員長から任命されています。</p> <p>今後も年度当初に同様の処理を行ってまいります。</p>
指導事項	<p>1 例規の整備について (指摘内容)</p> <p>平戸市特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例について、別表の区分の項中「固定資産評価審査委員会」の名称に誤りがみられた。</p> <p>また、平戸市税条例施行規則について、別表2の根拠条文の項中の根拠条項と様式中の表題及び本文に文言の誤りがみられたので、適正な例規整備に努められたい。</p>	<p>(措置内容)</p> <p>いずれの例規も令和4年2月開催の例規審査委員会に諮るとともに、「平戸市特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例」については令和4年3月議会において上程し、改正しています。</p> <p>今後も例規の適正な整備に努めてまいります。</p>
意 見	<p>1 平戸市固定資産評価審査委員会の周知について (指摘内容)</p> <p>平戸市固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に対する納税義務者からの不服を審査・決定するため、地方税法に基づき設置された中立的な機関である。</p>	<p>(措置内容)</p> <p>令和4年2月に平戸市ホームページに掲載しました。</p> <p>今後も、納税義務者に周知が必要な情報等について、広報等を通じた発信に努めてまいります。</p>

	<p>このことから、納税義務者に対し、同委員会の役割や審査の申出方法などについて、幅広く周知する必要があると思われるため、ホームページへの掲載を検討されたい。</p>	
--	---	--